

国民健康保険に関するお知らせ

☆平成30年度から国民健康保険税の課税限度額の見直しと、 昨年度に引き続き保険税軽減対象者が拡大されました

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、平成30年度から国民健康保険税条例の一部を改正することになりました。改正点は次の2点です。

I 保険税の賦課限度額が上げられます

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
改正前	54万円	19万円	16万円
改正後	58万円(+4万円)	19万円(変更なし)	16万円(変更なし)

(注) 介護保険分は40歳以上65歳未満の被保険者の方に課税されます。

II 所得の低い方の保険税軽減措置が拡充されます

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合は、保険税の均等割額が所得に応じて7割、5割、2割軽減されます。この軽減対象となる基準所得額が上げられ、保険税が軽減される方が拡大されました。

① 5割軽減の拡大

これまで 基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約188万円以下

改正後 基準額 33万円 + 27万5千円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約190万円以下

② 2割軽減の拡大

これまで 基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約283万円以下

改正後 基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約287万円以下



※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療保険の被保険者に移行した人も含まれます。

☆平成30年度から入院時食事療養費が見直されます ※低所得者を除く

法令等が改正され、一般所得の方の入院時の食事代(現行:1食360円)について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めるとし、平成30年度から1食460円に引き上げられました。ただし、引上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者などについては、負担額は1食260円のまま据え置かれます。

☆限度額適用認定証等について

入院、外来診療等の際、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口に表示することにより、1ヵ月毎の医療費が高額になった場合でも、支払う金額が世帯毎の自己負担限度額までになります。また、住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることによって、自己負担限度額と食事代が減額になります。もし、希望する方がありましたら保険年金係まで申請してください。ただし、国民健康保険税の滞納がございますと、その世帯の国民健康保険に加入されている方全員の認定証が原則交付できなくなりますので、納め忘れのないようご注意ください。また、認定証は、申請した月の初日から有効となりますので、お早めの手続きをお願いします。

「限度額適用認定証」等を提示せずに一部負担金を支払い、高額療養費に該当した場合は、診療の月から3~4ヵ月後に「高額療養費のお知らせ」および「支給申請書」を送付します。申請していただきますと

高額療養費分を振り込みにて支給いたします。

- ・ 70歳未満で、住民税非課税世帯以外の方…限度額適用認定証
- ・ 70歳未満、70歳～74歳で住民税非課税世帯の方…限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・ 70歳～74歳で住民税非課税世帯ではない方…高齢受給者証※限度額適用認定証等の手続は不要です

☆特別徴収からの納付方法の変更について

特別徴収の対象となる方で、口座振替を希望する方は、税務課住民税係・町民課保険年金係に「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出することで、特別徴収ではなく口座振替による普通徴収で納付していただくことができます。納付方法を口座振替に変更することによって、保険税額は変わりませんが、納付回数が変わります。

世帯主以外の口座から引き落としを希望される場合であっても、納税通知書等の送付先は世帯主（納税義務者）となります。

- ◆ 納付方法の変更は、口座振替によることが条件となります。納付書による普通徴収には変更できません。
- ◆ 特別徴収を停止し、口座振替による普通徴収が開始される時期は、「申出書」をいただいてから2ヵ月以上かかります。
- ◆ 申出日の翌々月以降の最初の年金支給月から特別徴収を停止します。停止月以降の納期から口座振替での普通徴収に変更します。
- ◆ 口座振替による納付で滞納した場合（残高不足で口座から振替ができなかった場合等）は、特別徴収に切り替えることがあります。

1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税は、所得税確定申告や町都民税（住民税）申告の社会保険料控除として、その保険税を支払った方が所得から控除することができます。年金から特別徴収された保険税については、特別徴収された本人以外の方の社会保険料控除として申告することはできません。ただし、「申出書」により口座振替による普通徴収に変更した場合は、口座名義人の方の社会保険料控除として所得から控除することができます。

問 町民課 保険年金係 内線 285

「日の出町議会では、開かれた議会、身近な議会を目指し、「日の出町議会町民懇談会」を開催します。」

日時 5月13日(日) 午後1時～午後3時

場所 ひのでグリーンプラザ(多目的ホール)

「日の出町議会町民懇談会」開催

問 選挙管理委員会(総務課庶務係)

内線 301

投票総数 4,532票

無効投票数 124票

有効投票数 4,408票

当 無所属 萩原 隆旦 2,454票

無所属 川脇 敏徳 1,954票

問 町議会議員補欠選挙

当 無所属 橋本 聖一

各候補者の得票数(選挙結果)

党派名 氏名 得票数

無所属 萩原 隆旦 2,454票

無所属 川脇 敏徳 1,954票

届出のあった候補者が一人であったため無投票となり、公職選挙法第100条第6項の規定により、当選人が決定しました。

町長選挙

3月25日(日)に町長選挙および町議会議員補欠選挙の選挙会が行われ、次の方が当選しました。

お知らせ

日の出町長選挙・日の出町議会議員補欠選挙 結果



町でも、自治会別に25人、児童福祉を専門とする主任児童委員が2人の計27人で活動を進めています。100周年を迎える本年は、引き続き地域の皆さま方にご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

困っていることや気になることなど、お気軽にご相談ください。相談者や相談内容等



昨年の民生委員・児童委員活動普及・啓発バレーの様子

東京都全体として、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」中の5月13日(日)に新宿駅東口(新宿通)でパレードを、5月14日(月)～16日(水)に新宿駅西口広場で100周年を記念したパネル展示を行う予定です。

民生委員・児童委員は、地域の人々の生活を見守り、支援をしています。今年で制度創設100周年という大きな節目を迎え、各区市町村長が地域の皆さんの身近な相談、支援などを行うため「1日民生・児童委員」として委嘱を受けて、各地域で記念行事や記念誌作成等の企画が進められる予定です。

民生委員・児童委員は、地域の皆さんの生活を見守り、支援をしています。今年で制度創設100周年という大きな節目を迎え、各区市町村長が地域の皆さんの身近な相談、支援などを行うため「1日民生・児童委員」として委嘱を受けて、各地域で記念行事や記念誌作成等の企画が進められる予定です。

5月12日は民生委員・児童委員の日

問 申込 不要
議会事務局 庶務課係 内線 363